

おの恵りぞきて後御前撤す、入御、是は外様ながら内々をうけたる心也。此中日野は、武家の傳そ
うに定められて、後に内々おぼしくはへられて、右の中にはいらざれども、近き比迄の事なれば、
三人の名をばあげたるなり。若諸禮十五日已後なれば、已後は三さかなを用ひざれば、こぶあは
びをする也。院女中などまゐらるゝこと、十五日已後なれば此定なり。正親町院へ後陽成院
の女中年始にまゐりし時も、若十五日已後なれば、こぶあはびをする也。宮内卿かたりし
也。外様の攝家衆、外様の門跡衆、外様の番衆院家諸寺の僧等は、清涼殿の北の方にて御たいめん
あり。八幡別當、本國寺、清水寺、本願寺、醫師やうのものは、小御所にて御對面あり。

〔近代年中行事細記〕諸禮日限不定 摄家、親王、法親王、常御所御對面、申次武家傳奏兩 次出御於清涼殿
次將持御劍、或出御以前卷御簾、但有出御而大臣、外様門跡等御禮了、有加持事、貫首卷御簾歟、清華
藏人候御裾、 次於小御所、典藥頭、醫師并八幡社家田中、善法寺等、其外清水寺執行成就院等御禮、申次同右、
大臣并攝家門跡、外様公卿雲客、院中公卿雲客、諸院家諸寺僧、非藏人御對面、右申次職事相替勤之。
○中略 次於小御所、典藥頭、醫師并八幡社家田中、善法寺等、其外清水寺執行成就院等御禮、申次同右、
典藥頭、醫師等御禮了、窺御脉退出、五岳僧徒各御禮同右、但正月下旬、或二月上旬、在時宜也。武家傳
奏被催體也。

〔故實拾要〕攝家諸禮 元日、二日或三日、除御衰日御禮アリ。又元日小朝拜アル時、小朝拜ニ不參
ノ攝家ハ別ニ改テ諸禮アリ。參内ノ時長橋ノ局ノ御車寄ヨリ入テ、於常御殿御禮御獻アリ。都テ
攝家清華家々ハ、正月天子御禮ノ時、表向ヨリシテ御禮也。此時天子御衣冠ヲ著御アツテ、御禮ヲ
被受事也。此特ニ攝家清華ノ規模也。此外諸家中ハ内々ニテノ御禮也。更ニ改ル無御規式略 ○中
親王家諸禮 八日或九日、十日、除衰日、諸親王門跡、姫宮、比丘尼御所等、自長橋御車寄參内、於常御
殿御禮アリ。

外様諸禮 外様諸家院參ノ諸家外様ノ門跡、院家諸寺諸山ノ僧、於清涼殿御禮アリ。又八幡ノ檢